

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 小規模 大小路 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人 同潤会が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下、「小規模 大小路」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が支援状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 要支援者が可能な限り、その自宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要支援者の日々の暮らしの支援を行い、また要支援者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要支援者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所において提供する介護予防小規模多機能型居宅介護は、介護保険法（以下「法」という）並びに関係する厚生労働省令、公示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適性にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊厳し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置をこじめるものとする。
- 5 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、その者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 6 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 7 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 8 利用者の要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 9 小規模多機能型居宅介護を提供するにあたっては、介護保険法の118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に公なうように努めるものとする。
- 10 提供する介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

小規模 大小路

(事業所の所在)

第5条 事業所の所在は次のとおりとする。

鹿児島県薩摩川内市大小路町52番6号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (兼務)

事業所を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員 1名 (兼務)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員 1名 (介護職員兼務)

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者の、かかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 8名以上

介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

また、宿泊者がある場合に1人以上の夜勤者を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直等1名以上を配置する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間

① 通いサービス (基本時間) 7時00分 ~ 20時00分

② 宿泊サービス (基本時間) 20時00分 ~ 7時00分

③ 訪問サービス (基本時間) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第8条 当事業における登録定員は29人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は15人とする。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は5人とする。

(介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護（休養）

ウ. 通院の介助（おおむね月一回程度）等その他必要な介護

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③生活支援

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための支援及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループ活動

エ. 行事的活動

オ. 園芸活動

カ. 趣味活動（ドライブ、買物等含む）

キ. 地域における活動への参加

④食事支援

ア. 食事の準備、後片付け

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

⑤入浴支援

ア. 入浴または清拭

イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ. その他必要な介助

⑥排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦家族・地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談、助言

(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)

第10条 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を開始するに際しては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 4 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
- 5 介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存する。
- 6 利用者に対し、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 8 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(短期利用居宅介護)

第 1 1 条

当事業所は、次の場合に限り、当事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供する。

- (1) 当事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。
 - (2) 利用者の状態や利用者の家族などの事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が、緊急に利用することが必要と認めること。
 - (3) 当事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能居宅介護の提供に支障がないと認めること。
- 2 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
 - 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料)

第 1 2 条 事業所が提供する介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料金は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領分以外は介護報酬の公示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 宿泊は、1泊につき1,250円を徴する。
 - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食470円、昼食650円、夕食650円を徴する。
 - (3) おむつ代は、実費とする。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、介護予防小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
 - 3 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込、預貯金口座振替（自動払込）により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 1 3 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

薩摩川内市圏域（祁答院・甕島除く）

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第14条 サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を提示してください。
2. 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した御利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
 3. 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
 4. 所持金品は、自己の責任で管理してください。
 5. 事業所内での他の利用者へ対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(サービスの提供記録の記載)

- 第15条 介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該介護予防小規模多機能型居宅介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

- 第16条 利用者の個人情報を含む介護予防小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

- 第17条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

(身体の拘束等)

- 第18条 サービスの提供にあたっては当該利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他に利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2 等事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第19条 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 当事業所の従事者がその業務に従事している事業所等において業務に従事する従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
 - 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
 - 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- (5) 上記措置を適切に実施する為の担当者を設置する。
- (6) 虐待が認められた場合は上記の担当者を主とし、虐待防止委員会にて改善を行う。

(苦情処理)

第20条 提供した介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
- 4 提供した介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町の職員からの質問もしくは照会に応じる。
- 5 市町からの求めがあった場合には、改善内容を市町に報告する。
- 6 提供した介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第2項第4号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第21条 利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛生管理)

第22条 介護予防小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(緊急時における対応方法)

第23条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡並びに支持が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第24条 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害(火災、風水害等)に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第25条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(運営推進会議)

第26条 介護予防小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、薩摩川内市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び小規模多機能居宅介護について知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を掲示する。

(記録の整備)

第27条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第28条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 定期的研修 随時

2 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

4 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められた時は、これを提示する。

5 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

6 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

7 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の介護予防小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

8 事業所は、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。

9 事業所は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。

10 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに介護予防小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町に通知するものとする。

11 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

12 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、指定を受けた日から施行する。(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、指定を受けた日から施行する。(平成 28 年 11 月 1 日)

この規程は、指定を受けた日から施行する。(平成 29 年 4 月 1 日)

この規程は、指定を受けた日から施行する。(平成 31 年 4 月 10 日)

この規程は、指定を受けた日から施行する。(令和元年 10 月 1 日)

この規程は、指定を受けた日から施行する。(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、指定を受けた日から施行する。(令和 5 年 4 月 1 日)

この規程は、指定を受けた日から施行する。(令和 6 年 4 月 1 日)